

従業員各位

令和2年2月26日

令和2年4月24日改定

株式会社サンリツ

代表取締役社長 飯笹浩之

新型コロナウイルス感染症対策について

「新型コロナウイルス」の感染拡大が続く中、栃木県緊急事態措置及び那須塩原市より非常事態が宣言されたことを受け、当社では、社員・家族・関係者の生命と安全の確保を最優先とし、感染拡大の防止、危機管理において先般策定したガイドラインをさらに強化し、下記の通りと致します。

<感染防止対策>

- ・社内施設出入口へ消毒液の設置。
- ・全従業員の勤務時のマスク着用の徹底。
- ・全従業員の毎朝出社前の検温及び体調の報告と記録。
※体温が37℃以上ある場合は出社禁止。
※のどの痛み、倦怠感、頭痛、味覚嗅覚の異常等の普段と違う症状がある場合は発熱が無い場合でも自宅待機とする。
出張時及び現場直行の場合も会社へ報告し記録する。
- ・全従業員の、通勤・勤務中及び帰宅後の頻繁な手洗い、アルコール消毒、うがいを義務化。
- ・社内における3密環境の回避。
会議の縮小、最小限の人数と時間で実施する。
朝礼の短縮。
- ・事務所、工場、ヤードの定期的な換気の実施とドアノブ等の消毒。
- ・県外への営業訪問の自粛。
- ・社外で3密となる集会・会議への参加の自粛。
- ・不要不急の出張、帰郷の原則禁止。
- ・近親者や過去2週間以内に接触した人が、感染者又は濃厚接触者と判明した場合はすみやかに会社へ報告する。

<感染疑い時>

- ・全従業員において、感染が疑われる症状がある場合は、出社せず、栃木県県北健康福祉センター（保健所）もしくは、かかりつけの医療機関へ電話連絡しその指示に従う。
- ・上記内容を会社へ報告する。

<感染時>

- ・PCR 検査等にて感染が確定した従業員は、すみやかに会社に報告する。
- ・感染者は指示された期間、入院や自宅療養、自宅での経過観察等、医療機関や保健所からの指示に従う。
就業は禁止する。
- ・安全が確認されるまで全従業員を一時出社禁止とする。
- ・会社は保健所へ連絡しその指示に従う。
- ・次亜塩素酸、アルコールで社内を消毒する。
- ・3月10日から実施している出勤者の体温と体調の管理を徹底する。
- ・各従業員のテレワーク及び在宅勤務を推進する。
- ・各工事現場への直行直帰を推進する。
- ・感染発生時から2週間、全従業員の体調経過観察を徹底する。
- ・濃厚接触が疑われる社員は保健所の指導に基づく一定期間、出社を禁止する。

今後も状況を鑑みながら随時柔軟に対応して参ります。従業員の皆様におかれましても感染拡大防止にご協力して頂ける様お願い申し上げます。

以上